

鳥取県告示第405号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年8月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年6月22日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成22年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人和紙の里あおや
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
鈴木 光頼
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市青谷町河原262
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、因州和紙及び和紙文化の継承・発展を図り、和紙を通じた交流事業等を行うことにより、地域の振興と発展に寄与することを目的とする。